

# 令和4年度 府中市立第一中学校 P T A 総会資料

〈 内 容 〉

- 1 Web・電子メール等での決議について
- 2 議事
  - 議案① 令和3年度活動報告・決算報告〈一般会計・体芸費〉
  - 議案② 令和3年度会計監査報告
  - 議案③ 令和4年度活動方針（案）
  - 議案④ 令和4年度予算（案）〈一般会計・体芸費〉
  - 議案⑤ 令和4年度役員承認
  - 議案⑥ その他
- 3 議決権行使について

## 1 Web・電子メール等での決議について

立冬の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素はPTA活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。ございます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑み、また本校においての感染リスク回避のため、総会は、昨年度と同様に集会形式での開催を中止し、書面によって決議を行う総会とさせていただきます。

また、本総会をこの時期まで実施できなかったこと、誠に申し訳ございません。

今後ともご理解・ご協力いただきますよう、お願いいたします。

## 2 議事

### 【議案①】

#### 令和3年度PTA活動報告

令和3年度もコロナ禍でのPTA活動ということで活動自体を縮小せざるを得ませんでした。しかし、先生方をはじめ保護者の皆様のご協力のおかげで、リモートでのPTA総会やLINEアプリを使用して会議をすることができました。

年間の活動として、PTA新聞の発行、スポーツフェスティバルを行うことができました。

育成部の物品販売も、昨年度と同様、育成部員さんとPTA本部役員が委員会の垣根を越えて取り組み、実施することができました。

令和4年度は、コロナ禍においてでも、子どもたちが達成感を味わうことができる場面や行事、PTAとして保護者同士、各ご家庭と学校とのかけ橋になるなど、つながりを構築し、教育活動をサポートしていきたいと考えております。

## 令和3年度PTA一般会計決算報告

令和4年4月11日

収入総額	3,692,893	支出総額	1,668,370	差引残高	2,024,523
------	-----------	------	-----------	------	-----------

## 収入の部

項目	令和3年度予算額	令和3年度決算額	増減	摘要
会費	1,920,000	1,868,400	▲ 51,600	会員×4800円
補助金	0	32,731	32,731	
利息	20	19	▲ 1	9月20日:9円 3月21日:10円
雑収入	0	0	0	
繰り越し	1,791,743	1,791,743	0	
計	3,711,763	3,692,893	▲ 18,870	

## 支出の部

項目	項目	R3年度予算額	R3年度決算額	増減	摘要	
運営費	総会費	2,500	0	▲ 2,500		
	委員会費	1,000	0	▲ 1,000		
	需用費	消耗品費	30,000	660	▲ 29,340	金銭出納帳リーフ
		印刷費	30,000	0	▲ 30,000	
		通信運搬費	30,000	0	▲ 30,000	
		接待費	10,000	0	▲ 10,000	
活動費	本部活動費	50,000	0	▲ 50,000		
	文化活動費	300,000	304,479	4,479	PTA新聞他	
	育成活動費	50,000	0	▲ 50,000		
活動費	一般活動費	ふれあい活動費	100,000	50,000	▲ 50,000	講師料
		1年活動費	60,000	0	▲ 60,000	PTC活動
		2年活動費	60,000	0	▲ 60,000	同上
		3年活動費	60,000	0	▲ 60,000	同上
		総合活動費	25,000	1,106	▲ 23,894	封筒
		特別支援学級活動費	20,000	19,926	▲ 74	活動費
		研修研究費	2,500	0	▲ 2,500	
		広報費	1,000	0	▲ 1,000	
		会員図書費	5,000	2,340	▲ 2,660	公立高等学校入学者選抜実施要項
		慶弔費	15,000	4,574	▲ 10,426	弔電・香典代
	生徒福祉費	生徒保健保護費	30,000	17,160	▲ 12,840	中学校保健ニュース
		生徒福祉費	100,000	77,000	▲ 23,000	卒業生丸筒他
	負担金	市P連	40,000	38,900	▲ 1,100	100円×389会員
関係団体		40,000	41,400	1,400	中体連負担金100円×414人	
教育援助費	図書整備費	750,000	749,685	▲ 315	生徒図書など	
	諸手当	150,000	86,240	▲ 63,760	事務手当	
予備	予備費	1,749,763	274,900	▲ 1,474,863	中国新聞代他	
計		3,711,763	1,668,370	▲ 2,043,393		

【議案①】

## 令和3年度 体育芸能後援会 会計決算報告

令和4年4月11日

収入総額	2,905,894	支出総額	1,478,349	差引残高	1,427,545
------	-----------	------	-----------	------	-----------

## 収入の部

項目	令和3年度予算額	令和3年度決算額	増減	摘要
会費	800,000	722,000	▲ 78,000	会員×2000円(全期)
遠征費自己負担金	150,000	180,300	30,300	
雑収入	0	372,783	372,783	ハザ-(体育大会0円) (文化祭0円) 新入生物品372770円 利息13円
前年度繰越金	1,630,811	1,630,811	0	
補助金	0	0	0	
計	2,580,811	2,905,894	325,083	

## 支出の部

項目	令和3年度予算額	令和3年度決算額	増減	摘要
府中市(春)	30,000	66,429	36,429	上下会場旅費(陸上)
福山地区総体	500,000	411,600	▲ 88,400	運動部旅費
府中市(夏)	50,000	71,390	21,390	上下会場旅費(陸上/野球)
選手権	300,000	0	▲ 300,000	参加負担金・旅費
県総体	300,000	414,000	114,000	大会負担金・旅費
府中市(秋)	40,000	20,500	▲ 19,500	上下会場旅費(陸上)
文化部	400,000	185,600	▲ 214,400	定期演奏会・校外活動費他
部活動助成金	260,811	0	▲ 260,811	
その他	700,000	308,830	▲ 391,170	大会負担金他
計	2,580,811	1,478,349	▲ 1,102,462	

【議案②】

## 監査報告書

令和3年度府中市立第一中学校PTA一般会計及び体育芸能後援会について、  
令和4年3月25日に監査しました。

- 1 収支決算は相違なく、記帳、帳簿の整理も良好でありました。
- 2 金銭の使途についても適切と認めます。

令和4年3月25日

府中市立第一中学校PTA本部役員

赤繁 真示

眞田 恭行

高月 未知子

**【議案③】**

**令和4年度 P T A活動方針（案）**

学校教育目標の「世界や地域や未来に目を向け、力強く挑戦し続ける生徒の育成」の実現をめざし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を明らかにするとともに、相互の連携を深め、共通理解に立った教育を進める体制を確立する。

また、会員の研修を積極的にすすめ、学校行事やP T A行事等の創造と改善・充実を図る。さらに、特に次のことに重点をおき、活動を推進する。

- (1) 心身ともに発達する中学生へのかかわり方を学び、教職員と保護者が連携を密にして、生徒の健全育成を図る。
- (2) 生徒を取り巻く環境を的確に把握して、生徒の安全確保と規範意識やマナーの向上を図る。
- (3) 会員の教育力を高め、ネットワークをつくる。

**【専門委員会の活動】**

P T A活動方針に従い、主に次の活動を行う。

○文化委員会

研修事業や厚生事業を実施する。【P T A新聞発行、清掃活動】

○ふれあい委員会

保護者としての研修を進め、生徒の成長を支援する活動を実施する。

【諸研修参加、P T A学用品につながるリユース活動】

○育成委員会

学校と連携して、生徒の健全育成と安全確保に努める。また、地域との連携を進める。【物品販売】

※コロナ禍における活動内容について、適宜検討します。

※今の時代に即したP T Aの在り方やP T A規約の変更について考えます。

## 令和4年度PTA一般会計予算書(案)

令和4年4月11日

単位:円

収入総額	3,762,143	支出総額	3,762,143	差引残高	0
------	-----------	------	-----------	------	---

## 収入の部

項目	令和3年度予算額	令和4年度予算額	増減	摘要
会費	1,920,000	1,737,600	▲ 182,400	会員数362×400円×12月 ※会員数(世帯数)は見込み
補助金	0	0	0	PTA教育講演会補助金
利息	20	20	0	
雑収入	0	0	0	
繰り越し	1,791,743	2,024,523	232,780	
計	3,711,763	3,762,143	50,380	

## 支出の部

項目	節	令和3年度予算額	令和4年度予算額	増減	摘要	
運営費	会議費	総会費	2,500	2,500	0	
		委員会費	1,000	1,000	0	
	需用費	消耗品費	30,000	30,000	0	用紙・原紙他
		印刷費	30,000	30,000	0	印刷用インク
		通信運搬費	30,000	30,000	0	切手・はがき代 (儀式・学校開放案内)
		接待費	10,000	10,000	0	来賓用茶菓代
活動費	一般活動費	本部活動費	50,000	50,000	0	
		文化活動費	300,000	300,000	0	PTA新聞他
		育成活動費	50,000	100,000	50,000	物品販売申込書 講演会 他
活動費	一般活動費	ふれあい活動費	100,000	50,000	▲ 50,000	母親研修会参加活動
		1年活動費	60,000	60,000	0	PTC活動
		2年活動費	60,000	60,000	0	同上
		3年活動費	60,000	60,000	0	同上
		総合活動費	25,000	25,000	0	進路指導費等
		特支学級活動費	20,000	20,000	0	活動費(2学級)
		研修研究費	2,500	2,500	0	
		広報費	1,000	1,000	0	
		会員図書費	5,000	5,000	0	公立高等学校入学者選抜実施要項
	慶弔費	15,000	15,000	0	香典・弔電	
	福祉費	生徒	生徒保健保護費	30,000	30,000	0
生徒福祉費			100,000	100,000	0	卒業生丸筒他
負担金	市P連	関係団体	40,000	39,000	▲ 1,000	100円×会員数 (※見込み362世帯) 中体連100円×生徒数 (※見込み390人)
		関係団体	40,000	39,000	▲ 1,000	
援助費	教育	図書整備費	750,000	750,000	0	生徒用図書
		諸手当	150,000	150,000	0	事務手当
繰出	特別財産	0	0	0		
予備	予備費	1,749,763	1,801,143	51,380	天板研磨・塗装代 新聞代(年間) 他	
計		3,711,763	3,762,143	50,380		

【議案④】

## 令和4年度 体育芸能後援会 会計予算書(案)

令和4年4月11日

単位:円

収入総額	2,301,545	支出総額	2,301,545	差引残高	0
------	-----------	------	-----------	------	---

## 収入の部

項目	令和3年度予算額	令和4年度予算額	増減	摘要
会費	800,000	724,000	▲ 76,000	会員数362×2000円 (※会員数は見込み)
遠征費自己負担金	150,000	150,000	0	
雑収入	0	0	0	
前年度繰越金	1,630,811	1,427,545	▲ 203,266	
補助金	0	0	0	
計	2,580,811	2,301,545	▲ 279,266	

## 支出の部

項目	令和3年度予算額	令和4年度予算額	増減	摘要
府中市(春)	30,000	30,000	0	上下会場旅費
福山地区総体	500,000	500,000	0	運動部旅費
府中市(夏)	50,000	50,000	0	上下会場旅費
選手権	300,000	300,000	0	運動部旅費
県総体	300,000	300,000	0	運動部旅費
府中市(秋)	40,000	40,000	0	上下会場旅費
文化部	400,000	400,000	0	
部活動助成金	260,811	181,545	▲ 79,266	
その他	700,000	500,000	▲ 200,000	
計	2,580,811	2,301,545	▲ 279,266	



【議案⑤】

令和4年度 PTA 役員一覧 (案)

PTA 三役会 (10名)					
学年	組	役職	担当	保護者名	生徒名
		1	会長	赤繁 真示	
3	1	1	副会長 (ふれあい)	高月 未知子	尚
2	4	1	副会長 (文化)	吉原 純	理絵
2	4	1	副会長 (文化)	原田 裕子	椋太郎
3	2	1	副会長 (育成)	田村 禎美	恵愛
3	4	1	副会長 (育成)	小川 史直	瑛士
		1	副会長(校長)	小川 美樹	
3	2	1	育成委員長	眞田 恭行	紀奈
2	2	1	文化委員長	内海 美穂	咲姫
1	3	1	ふれあい委員長	奥井 瑞乃	理仁

PTA常任委員会(16名)	
三役	10名
育成委員会 各学区代表	4名
事務局 主・副担当	2名

事務局(5名)	主担当◎副○
行廣 隆宣	◎教頭
安保 和美	○事務長
大平総一郎	教務主任
有永 昌樹	生徒指導主事
徳本 由美	PTA庶務

PTA育成委員会 各代表(12名)					
学年	組	役職	担当	保護者名	生徒名
3	3	2	国府学区代表	岡本 光代	連太郎
3	3	2	国府学区副代表	小林 和子	穂高
3	2	2	国府学区監査	末房 朋子	晃和
3	4	2	旭学区代表	亀山 照枝	慶之
3	3	2	旭学区副代表	宮本 真理	春弥
3	3	2	旭学区監査	山口 公恵	明日美
2	2	2	栗生学区代表	貞信 民子	優奈
3	2	2	栗生学区副代表	藤原 祥子	心愛
3	3	2	栗生学区監査	山崎 晃枝	世奈
3	1	2	南学区代表	廣川 勝久	真未
3	4	2	南学区副代表	防田 三佳	大和
2	3	2	南学区監査	橘高 早苗	美里

【議案⑥】

# 府中市立第一中学校PTA会則（案）

## 第一章 総 則

第1条 本会は、府中市立第一中学校PTAと称する。

第2条 本会の事務局は、府中市立第一中学校内におく。

## 第二章 目 的

第3条 本会は、会員の教養を高め相互の連携を密にし、学校、家庭、社会環境を整備して生徒の福祉増進に努めるとともに、民主教育を推進することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 文化教養を高める研修をする。
2. 本校教育の推進に関し積極的に協力する。
3. 生徒の健全育成に協力し、社会教育の振興に努める。
4. 教育環境の整備に努める。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第三章 方 針

第5条 本会は、教育を主旨とする民主団体として活動する。

第6条 本会は、自主独立のものであり他のいかなる団体、機関の支配、統制、干渉も受けない。

第7条 本会は、生徒の福祉のために活動する他の諸団体および機関を協力する。

## 第四章 会 員

第8条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の父母または保護者と、本校に在籍する教職員とする。

## 第五章 会 計

第9条 本会の会計は、一般会計と特別会計に分ける。会費、事業収入および寄付金等は一般会計とし、緊急または一定期間に終了する事業に関する経理は特別会計とする。

第10条 会費は、定例総会において決定する。

第11条 本会の資産は、会則第二章の目的のため以外には使用できない。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 会計に関する細則は、常任委員会の議を経て定める。

## 第六章 役 員

第14条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長若干名
- (3) 監査委員 4 名
- (4) 常任委員 若干名
- (5) 専門委員若干名
- (6) 学級委員 若干名
- (7) 町別委員 若干名

第15条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。役員に欠員を生じた場合は補欠選挙を行う。補欠選挙の任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後も新役員決定までその役務にあたる。

## 第七章 役員の資格および任務

第16条 役員を選出および任務

1. 会長および副会長は、会員の中から互選し総会で承認する。
2. 会長は、本会を代表し会務を総括し、総会、常任委員会、全体委員会を招集する。副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時はその代理をする。
3. 監査委員は、常任委員会で推薦し、会計を監査する。
4. 常任委員は、小学校区毎、学年毎、および各委員会毎各1名、教職員中より3名を選出し、会務活動について企画執行にあたる。
5. 常任委員会は、常任委員によって構成し、事業計画、予算案、諸議案等を立案審議し、全体委員会に提出するとともに会務を執行する

6. 常任委員会は、必要に応じて学級委員会、専門委員会、町別委員会を招集しまたこれらをもって特別委員会を構成し、その業務を分担させることができる。

7. 全体委員会は、常任委員・各専門委員によって構成する。

#### 第八章 顧問

第17条 本会は、顧問を置くことができる。顧問は元PTA役員および学識経験者の中から常任委員会の議を経て会長が委嘱する。

第18条 顧問は、常任委員会の要請により、常任委員会に出席し助言を与える。

#### 第九章 会議

第19条 定例総会は、年一回とし、会長がこれを招集する。会長および常任委員会が必要と認めるときは、会長は臨時総会を招集することができる。

第20条 定例総会の議事は次の通りとする。

- (1) 事業報告および会計報告
- (2) 予算決算の承認
- (3) 本会役員の選出承認
- (4) 新年度事業計画の審議決定
- (5) 規約の改正
- (6) その他の必要な事項

第21条 総会は会員によって構成し、定員数は全会員の三分の一とし、表決は出席者の過半数による。

#### 第十章 学年会・専門委員会

第22条 本会は次の会を置く。

- (1) 文化専門委員会、ふれあい専門委員会、育成専門委員会

#### 第十一章 事務局等

第23条 事務局に、事務局長および書記若干名を置く。

第24条 事務局長は会長が委嘱し、書記は事務局長が委嘱する。

事務局は、会計ならびに庶務を担当する。

第25条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 規約簿
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 記録簿
- (6) その他必要と認める帳簿

第26条 規約改正等

本会則は、昭和49年4月1日から施行する。

本会則は、一部を改正して平成元年5月1日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成6年4月30日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成8年5月2日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成11年4月1日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成13年5月1日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成23年4月30日から有効とする。

本会則は、一部を改正して平成30年4月19日から有効とする。

#### 附則

一、本会会長の資格について、大規模自然災害及び重大な感染症等のまん延等により、本会の存続や円滑な運営若しくは役員体制の移行に支障を来すなどの影響がある際は、本部役員の全会一致で翌年度のみに限り、本則の会員資格の適用を受けない。

本附則一、は、令和4年度のみ適用とし、引き続きこうした重大事態における役員の在り方を常任委員会等で協議する。

二、本附則は、令和4年4月1日より施行する。

# 府中市立第一中学校PTA運営細則（案）

## 第一章 会 計

第1条 会費は、定例総会の決定に基づき月額400円とする。

第2条 会費は、毎月口座引き落とし、または生徒を通じて納入するものとする。

第3条 予算の補正は、常任委員会の議を経てできるものとする。

## 第二章 学年会および町別会

第4条 学年会および町別会、それぞれ全会員をもって構成する。

第5条 本会の目的達成のため、学年会および町別会自主的運営を認める。

第6条 学年会および町別会に、次の役員を置く。

- (1) 学年委員長1名
- (2) 学年副委員長2名
- (3) 学級委員各学級から2名
- (4) 小学校区代表1名
- (5) 小学校区副代表1名
- (6) 町別委員各小町から1～2名（17条による）

## 第三章 専 門 委 員 会

第7条 本会の役員で専門委員会を構成する。

第8条 各専門委員会は、次の活動を行う。

- (1) 文 化 委員会会員の全研修に関すること。
- (2) ふれあい委員会保護者としての研修に関すること。
- (3) 育 成 委員会生徒の健全育成および福利厚生に関すること。

第9条 各専門委員会に、次の役員を置く。

- (1) 専門委員長1名

## 第四章 旅 費 規 定

第10条 役員、会員の本会運営のため、別途旅費規程により支出する。

## 第五章 慶 弔 規 定

第11条 慶祝の場合は、常任委員会の議を経て定める。

第12条 弔慰の場合は、次の基準による。

- (1) 生徒死亡の場合  
香典五千円と弔電を打つ会葬関係地区常任委員
- (2) 会員死亡の場合  
香料参千円と弔電を打つ会葬関係地区常任委員
- (3) その他の場合は、会長との合議の上決定する。

第13条 役員の表彰および感謝状贈呈については、常任委員会の議を経て定める。

## 第六章 役 員 選 出 法

第14条 会長、副会長は、会員の中より選出し常任委員とする。但し、他の委員と兼務できない。

第15条 監査委員は、原則各学区より1名を選出する。

第16条 常任委員の選出に当っては、次による。

- (1) 各専門委員会の委員中から1名
- (2) 各小学校区別の町別委員から各1名

第17条 学級委員、町別委員の選出は次による。

- (1) 学級委員は、学級ごとに2名選出する。
- (2) 細則19条により選出された委員を含め、町別委員は小町ごとに次により選出する。  
町別会員数が30名に満たないときは1名  
町別会員数が30名以上のときは2名

第18条 学級委員、町別委員は重複しない。

第19条 町別委員の選出は次の通りとする。尚小町別の会員数が5名に満たない場合は、実情に応じて隣接小町と一つになって選出できるものとする。

- (1) 国府学区  
高木町・・・上高木、古川、中町、開町、稲荷木  
中須町・・・西之町
- (2) 旭学区  
中須町・・・中之町、岡谷、東町、亀寿、旭町  
広谷町・・・広谷
- (3) 栗生学区 ※令和2年度から町内会ごとに1名選出する。  
栗柄町・・・東地区（嶋谷、四日市）  
南地区（安江、美土路、中芝、加谷）  
西地区（登路茂、名字、大門、南宮台）  
北地区（用土、平井）
- (4) 南学区  
府川町・・・府川1、府川2、府川3  
土生町・・・土生、緑ヶ丘

第20条本細則の改廃は、常任委員会の議を経て行うことができる。

第21条本細則は、昭和49年4月1日より施行する。

本細則は、一部を改正して、平成5年4月1日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成6年4月30日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成8年5月2日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成9年5月1日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成11年4月1日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成13年1月19日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成13年5月1日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成23年4月30日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成24年4月28日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、平成30年4月19日より有効とする。

本細則は、一部を改正して、令和2年5月1日より有効とする。

# 府中市立第一中学校PTA 体育芸能後援会規約

- 第1条 本会は、府中市立第一中学校PTA体育芸能後援会という。
- 第2条 本会は、府中市立第一中学校の体育芸能活動の健全な発展のため、精神的、経済的後援を行う。
- 第3条 本会の事務局は、府中市立第一中学校内に置く。
- 第4条 本会の会員及び役員は、以下の通りとする。  
1. 府中市立第一中学校PTA会員をもって会員とする。  
2. 府中市立第一中学校PTA役員をもって役員とする。
- 第5条 本会の総会は、PTA総会の議事と同時に行う。
- 第6条 本会の会費は、定例総会の決定により、年額2,000円とし2回に分けて徴収する。

## 体育芸能後援会費支出内規

- 原則として、府中市中体連行事参加の時の経費は出さない。（但し、上下町の場合は、旅費実費を出す）
- 福山地区大会、県大会（県選手権、県総体）等の参加の場合
  - 選手、補欠（正式参加人員）に宿泊費、旅費を出す。
  - 原則として新幹線は利用しない。
  - 遠距離（100km以上）の時は学生割引を利用する。
  - 人員が8名以上の場合は団体割引の手続きを取る。
  - 引率教員は出張とし、その経費は本会計以外から出す。
  - 移動は原則として公共交通機関を利用する。
  - バスを利用する場合、一部を個人負担とする。  
県東部 400円 県中部 500円 県西部 700円
- 中体連以外の大会については支出しないことを原則とするが、協議して支出することもある。
- 支出方法
  - 領収書に、種目、期日、会場、人数、一人当たりの経費、総額等クラブ顧問が請求して領収する。（所定用紙）
  - 必ず参加選手名一覧を添付する。
- その他  
その他の事に、体育芸能後援会費を支出する場合は協議する。
- 本内規の改廃は、常任委員会の議を経て行うことができる。
- 本内規は一部を改正して、平成28年4月22日より有効とする。  
本内規は一部を改正して、平成29年4月28日より有効とする。